

議案第50号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき<u>12,800円</u></p> <p><u>(11の2) 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員に対する再研修の実施</u> 1件につき<u>12,800円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき<u>12,000円</u></p>

(11の3) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護
支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める額

ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき12,800円

イ 実務経験者に対する更新研修 1件につき21,000円

(12)～(111の6) 略

(111の7) 動物愛護法第35条第1項前段の規定に基づく所有者
から求められた犬又はねこの引取り 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める額

ア 生後91日以上の犬又はねこ 1頭又は1匹につき2,000円

イ 生後90日以下の犬又はねこ 1頭又は1匹につき400円

(111の8) 略

(111の9) 略

(112)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定
める額

(12)～(111の6) 略

(111の7) 略

(111の8) 略

(112)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 <u>網猟免許又はわな猟免許</u>	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 2,800円
(2) その他の者	1 件につき 4,300円
2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 4,000円
(2) その他の者	1 件につき 5,300円

区 分	金 額
1 <u>網・わな猟免許のうち、環境省関係構造 改革特別区域法第2条第3項に規定する省 令の特例に関する措置及びその適用を受け る特定事業を定める省令（平成15年環境省 令第13号）第2条の規定に基づき、網又は わなのいずれかを選択して狩猟免許を取得 するもの</u>	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 2,800円
(2) その他の者	1 件につき 4,300円
2 <u>網・わな猟免許（1に掲げるものを除 く。）、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 を取得するもの</u>	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 4,000円
(2) その他の者	1 件につき 5,300円

(234の2)～(318) 略

(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特

別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる

区分に応じ、それぞれに定める額

ア 普通免許状に係るもの 1件につき3,300円

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,700円

(319)～(326) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する

者に介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行

わせる場合における前項第11号アの手数料 介護支援専門員実

務研修受講試験の実施に関する事務を行う者

(3) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する

者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務

(234の2)～(318) 略

(319)～(326) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する

者に介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせる場

を行わせる場合における前項第11号イ及び同項第11号の3の手
数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事
務を行う者

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 漁船法第14条第1項の規定により知事の指定する者に漁船
及び登録票の検認に関する事務を行わせる場合における前項第
253号の手数料 漁船及び登録票の検認に関する事務を行う者

(14) 略

(15) 略

合における前項第11号イの手数料 介護支援専門員実務研修の
実施に関する事務を行う者

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第234号の改正は同月16日から、同項中第111号の8を第111号の9とし、第111号の7を第111号の8とし、第111号の6の次に1号を加える改正は同年10月1日から施行する。